

第 80 回国民スポーツ大会

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ

野辺地町実行委員会

第 2 回総務企画専門委員会

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
第2回総務企画専門委員会

次 第

1 議 案

議案第1号 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町遺失物・拾得物取扱要項（案）

議案第2号 同 保険加入要項（案）

議案第3号 同 案内所設置運営要項（案）

議案第4号 同 休憩所設置運営要項（案）

議案第5号 同 売店設置運営要項（案）

2 取組状況

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町広報啓発活動について

3 その他

出店及びふるまいに係る協力依頼

ボランティア活動に係る協力依頼

小学校への協力依頼

青の煌めきあおもり国スボ野辺地町実行委員会
総務企画専門委員会 専門委員名簿

計 12 名

【委員長】 1 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏 名
1	学校・教育	青森県立野辺地高等学校	校長	柴 崎 剛 吉

【副委員長】 1 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏 名
1	産業・経済	野辺地町商工会	会長	松 山 隆 志

【委員】 8 名

No.	選出区分	所属機関・団体等名	役職	氏 名
1	学校・教育	野辺地町立野辺地小学校	校長	坂 本 和 康
2	学校・教育	野辺地町立若葉小学校	校長	佐 藤 聡
3	学校・教育	野辺地町立野辺地中学校	校長	桐 原 賢 哉
4	学校・教育	八戸学院野辺地西高等学校	校長	橋 場 保 人
5	学校・教育	野辺地町連合PTA	会長	清 野 史 織
6	産業・経済	ゆうき青森農業協同組合野辺地営農センター	営農センター長	松 尾 隆 史
7	産業・経済	野辺地町漁業協同組合	代表理事組合長	砂 原 則 行
8	輸送・交通	野辺地町観光協会	事務局長	滝 澤 完 至

【事務局】 2 名

No.	職名	所属機関・団体等名	役職	氏 名
1	事務局員	社会教育・スポーツ課	総括主幹	米内山 周 大
2	事務局員	社会教育・スポーツ課	総括主査	田 村 優 宝

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称及び会則第11条第4項第5号に規定する付託事項等は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人への権限の委任又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任した者又は書面により議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は必要があると認めるときは、専門委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月17日から施行する。

(別表) 第2条関係

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び町民協働に関すること。 4 歓迎及びおもてなしに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防防災及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、必要な事項を定める。

2 用語の定義

- （１）遺失物とは、落とし物、忘れ物のことをいう。また、落とし主のことを遺失者という。
- （２）拾得物とは、遺失物を拾った物のことをいう。また、遺失物を拾った者を拾得者という。
- （３）報労金とは、遺失物の拾得者に対して遺失者が支払う報酬のことをいう。
- （４）所有権とは、3 箇月の保管期間内に遺失者が判明しなかった場合に拾得物をもらえる権利のことをいう。
- （５）失権とは、拾得物を拾ってから 7 日以内に所轄警察署に届出しない場合、報労金や所有権の権利を自動的に失うことをいう。

3 取扱い及び保管

- （１）遺失物または拾得物の届出の取扱いは、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実施本部（以下「実施本部」という。）が競技会場内に設置する総合案内所の拾得物を担当する係（以下「拾得物係」という。）が取扱業務及び一時保管を行う。
- （２）拾得物係は、拾得物について、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難・紛失等の事故がないよう留意する。
- （３）実施本部解散後、遺失物・拾得物の取扱いは、町実行委員会において行う。

4 届出の処理

（１）拾得物

拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して「拾得物預り書（様式第 2 号）」を交付するとともに、「拾得物一覧簿（様式第 3 号）」に記入し、拾得物に「拾得物名札（様式第 4 号）」を貼付して一時保管する。

（２）遺失物

遺失物の届出を受けた場合は、「遺失物届出書（様式第 5 号）」の提出を受け、遺失者に対し、「遺失物届出書（控え）（様式第 6 号）」を交付するとともに、「遺失物一覧簿（様式第 7 号）」に記入した後、拾得物一覧簿と照会し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

5 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （１）遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、「遺失物受領書（様式第 8 号）」を作成し、署名を受ける。
- （２）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、「委任状（様式第 9 号）」を受理した後に、運転

免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。

(3) 拾得者が有権（報労金及び種有権を取得することの権利）の場合は、町実行委員会が「拾得物返還通知書（様式第 10 号）」を作成し、拾得者に通知する。

6 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出

(1) 拾得物係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、町実行委員会に引き継ぐものとする。

(2) 町実行委員会は、拾得物係から引き継いだ拾得物を、拾得の日から起算して7日以内に、「拾得物届出書（様式第 11 号）」に拾得物受理書（写し）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。

(3) 町実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者に伝える。

7 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

大会名：

受理会場：

拾得物受理書

拾得物受理番号		第 号						
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
拾 得 場 所								
※拾得者	住所							
	(フリガナ)							
	氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等					
	拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権					
※拾得者の同意		遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無						
拾得物預り書交付日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
※権利放棄の報告	権 利 放 棄 書 上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します ☐ 費用の請求権を放棄します ☐ 報労金の請求権を放棄します ☐ 所有権を放棄します 令和 年 月 日 青の ^{きら} 煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会 会 長 様 拾得者氏名 _____							
備 考								
取扱担当者								

※ 太枠内は、拾得者本人が記入してください。

大 会 名：_____

受 理 会 場：_____

拾 得 物 預 り 書

拾得物受理番号		第 号							
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
拾 得 場 所									
※拾得者	住 所								
	(フリガナ)								
	氏 名								
	電 話	自 宅 () ー				携・勤 () ー			
物 件	現 金	総額	金額内訳						
		円	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		500 円		5 円		
			5,000 円		100 円		1 円		
			2,000 円		50 円				
	1,000 円		10 円						
	物 品	品名		形状・特徴・在中品の内訳等					

上記の物件を預かりました。
令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会 長

取扱者氏名 _____

注 1 上記の物件は、警察署において告示後 3 か月以内に落とし主が判明しないときは、あなたが所有権を取得されますので、受取期間 (2 か月間) 内に警察署においてお受け取りください。ただし、拾得の時から 24 時間以内に拾得物を届け出なかった場合、予め所有権を放棄されている場合、個人情報関連物件等については所有権を取得することができませんので、注意してください。
なお、所有権を取得できる場合の引取期間については、野辺地町実行委員会から警察署へ届出後、別途警察署より通知があります。

注 2 所有権を取得し上記の物件を受け取る場合、受取期間内に警察署からの通知書を警察署へ持参し、お受け取りください。受取期間を経過すると、あなたの所有権はなくなりますのでご注意ください。

注 3 落とし主が判明したとき、あなたは、落とし主から拾得物件の価値の 5 %～20%の 2 分の 1 の範囲内で報労金を受け取ることができます。(あなたが落とし主に対して、氏名等連絡先を告知することに同意していただいたときに限ります。) ただし、拾得の時から 24 時間以内に拾得物を届け出なかった場合、予め報労金請求権を放棄されている場合等については、報労金を受け取る権利がありませんので、注意してください。

大会名：_____

受理会場：_____

拾 得 物 一 覧 簿

No.

拾得物 受 理 番 号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件（種類及び数量）		拾得場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					

※備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

拾 得 物 名 札

拾得物受理番号	第 号		
拾得物受理年月日	令和 年 月 日		
拾得物拾得年月日	令和 年 月 日		
ふりがな			
拾得者			
拾得物件	現 金	円	
	物 品		
取扱者氏名			

大会名：_____
 受理会場：_____

遺失物届出書

届出受理番号		第 号							
届 出 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
遺 失 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
遺 失 場 所									
※ 遺失者	住所								
	(フリガナ) 氏名								
	電話	自宅 () -				携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳						
		円	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		500 円		5 円		
			5,000 円		100 円		1 円		
			2,000 円		50 円				
		1,000 円		10 円					
	物品	品名		形状・特徴・在中品の内訳等					
取扱担当者									

※拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、警察署へ電話で確認するように説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
取扱担当者								
拾 得 物 受 理 番 号	第 号							
連絡結果 ☐ 遺失者本人に連絡 令和 年 月 日 ☐ 遺失者本人に返還 令和 年 月 日 (郵送の場合は着払い) ☐ 拾得者へ電話連絡 令和 年 月 日 ☐ 拾得者へ返還通知書送付 令和 年 月 日 ☐ 拾得者の返還通知希望なし								

大会名：_____
受理会場：_____

遺失物届出書（控え）

届出受理番号		第 号							
届出日時		令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分							
遺失日時		令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃							
遺失場所									
遺失者	住所								
	(フリガナ)								
	氏名								
	電話	自宅（ ） ー				携・勤（ ） ー			
物 件	現金	総額	金額内訳						
		円	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		500 円		5 円		
			5,000 円		100 円		1 円		
			2,000 円		50 円				
	1,000 円		10 円						
	物品	品名		形状・特徴・在中品の内訳等					
取扱担当者									

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。
連絡先 野辺地警察署 0175-64-2121（代表）

遺失物一覧簿

届出 書 受理 番号	受理年月日	遺失日時	遺失物件 (種類及び数量)		遺失場所	受理処理者	備考
			現金	物品		返還処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					

No.

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号		届出書受理番号		第 号		
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾 得 場 所								
拾得物件	現 金	総 額	円					
		内 訳	10,000 円		枚	100 円		枚
			5,000 円		枚	50 円		枚
			2,000 円		枚	10 円		枚
			1,000 円		枚	5 円		枚
	500 円			枚	1 円		枚	
	物 品						点	

上記の物件を受領しました。

令和 年 月 日

青^{きら}の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会 長 様

住 所

氏 名

本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 個人番号カード
	☐ その他 ()
返還担当者	

※太枠内は、遺失者が記入してください。

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____（自署）

電話番号 _____

拾得物返還通知書

野国委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会 長

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件(受理番号)
は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された後 1 箇月を経過したときは、請求することができません。
☐	報労金	物件の価格の 5 ～ 20 % の 2 分の 1 の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
☐	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3 箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので、申し添えます。

※遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
(野辺地町教育委員会社会教育・スポーツ課内)
所 在 地：上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1
電話番号：0175-64-2119

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので提出します。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

令和 年 月 日

野辺地警察署長 様

住 所	上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1
事務所名	青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
代表者名	会 長
担当者名	野辺地町教育委員会 社会教育・スポーツ課
電話番号	0175-64-2119

【添付書類】

・拾得物受理書（様式第 1 号 写し）

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町保険加入要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」の開催準備及び大会開催期間中（以下「大会期間中」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定める。

2 契 約

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

町実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故及び補償内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等、町実行委員会の所有若しくは管理運営するもの又は運営上の過失から生じた事故に起因して、第三者の生命及び身体並びに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

町実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為、看護業務等に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 受託物賠償事故

大会期間中に町実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技会係員、競技補助員、ボランティア、医師及び看護師が大会期間中に従事しているとき又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、速やかに町実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 町実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続を行わなければならない。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、大会期間中に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償に関して必要な事項は、別に定める。

様式第 1 号

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会 会長 殿

報告者 所属：_____

氏名：_____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
当 事 者	住 所
	氏 名 (年齢： 歳 男・女)
	電 話
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負 傷 者	住 所
	氏 名 (年齢： 歳 男・女)
	電 話
医療機関	住 所
	名 称 (電話：)
	担当医師
傷害内容	傷 病 名
	症状・程度など

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町案内所設置運営要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ」において、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）、一般観覧者の利便性を高めるため、競技、交通、観光等の案内を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所の種類は、総合案内所及び受付とする。

3 設置場所

（1）総合案内所

関係機関と協議のうえ、設置する。

（2）受付

競技会場に原則として 2 箇所設置する。

4 設置期間

総合案内所の開設期間は、関係機関、団体等と協議のうえ期間を定める。

また、受付の開設期間は、競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関、団体等と協議のうえ期間を定める。

また、受付の開設時間は、原則として、開会行事または、競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

6 業務内容

（1）総合案内所

- ア 総合案内所の設置及び運営に関すること。
- イ 競技、宿泊、交通、観光等の案内に関すること。
- ウ 配布物の管理に関すること。
- エ 障がいを持つ方等への対応及び介助誘導に関すること。
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱いに関すること。
- カ その他案内業務に関すること。

（2）受付

- ア 受付の設置及び運営に関すること。
- イ 大会参加者等の受付、案内及び資料の配布に関すること。
- ウ 配布物の管理に関すること。
- エ その他案内業務に関すること。

7 関係機関、団体等との協力

案内所の設置及び運営等を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て実施するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、案内所の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町休憩所設置運営要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ野辺地町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」において、全国から訪れる選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者、一般観覧者の憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置する場所及び期間

第 80 回国民スポーツ大会 「青の煌めきあおもり国スポ」（会期前）		
競 技	設置場所	期 間
ハンドボール競技 （少年男子）	青森県立野辺地高等学校 生徒会館	令和 8 年 9 月 4 日（金）～7 日（月）
	屋外おもてなしコーナー付近	

3 開設時間

原則として、開会行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

4 業務内容

- （1）休憩所の設置及び運営に関すること。
- （2）その他周辺の整理整頓及び衛生的な管理に関すること。

5 その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ野辺地町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置する場所及び期間

売店の設置する場所及び期間は、次のとおりとし、原則として設置期間中の途中開設、閉設は認めないものとする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（会期前Ⅰ）		
競 技	会 場	期 間
ハンドボール 少年男子	青森県立野辺地高等学校	令和 8 年 9 月 4 日（金）～ 7 日（月）
	野辺地町運動公園 駐車場	

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は競技会場の規模等の実情を踏まえ、町実行委員会が決定する。出店規模は、1 店舗あたり 1 ブース約 20 m²とする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・全障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

（2）スポーツ用品

（3）郷土物産品

野辺地町又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅急便

(6) その他町実行委員会が特に必要と認められたもの

6 出店条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 原則として野辺地町内又は青森県内に売店を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについては、この限りでない。

ア 第75回大会以降の国体(国スポ)及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体等の推薦があり、町実行委員会が認めた者

ウ その他特段の理由により町実行委員会が認めた者

(2) 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

(3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(4) 営業店舗が法令等に違反して過去1年間に処分を受けていないこと。

(5) 調理事業者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

(6) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒による行政処分を受けていないこと。

(7) 申請書提出日時点において、町税(野辺地町が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。

(8) 出店者の役員等(個人である場合、その者をいい、法人である場合は、その役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、従業員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

7 飲食物出店者条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを町実行委員会へ提出しなければならない。ただし、保健所での手続が必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たさなければならない。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じて保管し、衛生的な陳列設備及び冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- (3) 手指消毒液を設置すること。
- (4) 早期飲食等を促す表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

8 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1ブースあたりの町実行委員会が準備する設備等は次のとおりとする。
その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、町実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - ア テント（2間×3間 約20㎡）1張
 - イ 長机 6台以内
 - ウ 椅子 4脚以内※0.5張（10㎡）を希望する場合は、長机、椅子はそれぞれ半数とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張（10㎡）につき、長机、椅子それぞれ半数を準備するものとし、さらに町実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備することとする。
- (2) 町実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

9 出店募集

出店者の募集に関する事項は、町実行委員会が決定する。

10 出店申請

出店希望者は町実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、町実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し（飲食物を取り扱う売店のみ）
- (5) 施設賠償責任保険加入者証の写し（火気を使用する売店のみ）
- (6) その他町実行委員会が適当と認める書類

11 出店者の選定

- (1) 町実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、必要に応じて関係機関と協議し適当であると認めた者を出店者として選定する。

- (2) 出店申請書数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、抽選により選定する。
- (3) 町実行委員会は、出店を許可した者に対し売店許可決定通知書（様式第5号）を交付し出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置及び撤去に要する経費相当分として、次に定める出店料を負担する。なお、ケータリングカー等については、1台あたり1ブースとして取り扱うものとする。

ただし、町実行委員会は、出店の応募状況を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

出店は、テント1張（2間×3間、約20㎡）を基本とする。なお、テント0.5張（10㎡）を希望する場合は、出店料を半額とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張（10㎡）につき、出店料の半額を負担しなければならない。

出店者区分	規 模	出店料
野辺地町内の者	1 ブース	3,000 円／日
上記以外の者	1 ブース	6,000 円／日

(3) 出店料の免除

以下のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し承認を受けなければならない。町実行委員会は、承認した者に対し、「売店出店料免除承認書（様式第8号）」を交付する。

ア 行政機関等

イ 県内の福祉施設

ウ その他町実行委員会が認めた者

- (4) 出店を許可された者は、町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）
- (5) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、町実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない

13 売店監督員

町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督する。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、町実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

15 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書（様式第9号）により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、町実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他町実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、郷土物産品としてアルコール飲料を販売する場合はこの限りではない。
- (6) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気及び会場や施設の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、町実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会

が指示する時間内に完了させること。

- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気・ガス・水については、各自で用意すること。
- (10) 町実行委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあたっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (12) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに町実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (17) 新型インフルエンザ等感染症拡大対策として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）が定める感染症防止に関する方針等を遵守すること。
- (18) 従事者は、マスク、手袋（運営に支障がある場合を除く）を着用すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても町実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに初期対応にあたるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従うこと。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、町実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代ってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 損害賠償

出店者(従事者を含む。)は、競技会場内等の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うこととし、損害賠償に備え、賠償責任保険等に参加すること。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を町実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など町実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を町実行委員会に請求することはできない。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

令和 年 月 日

(あて先)

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

電話番号

売店出店申請書

青の^{きら}煌めきあおもり国スポにおいて、青の^{きら}煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に売店を出店したいので、青の^{きら}煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 10 の規定により申請します。

記

- 1 出店会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 出店希望形態 テント (張) ・ その他 () 例：ケータリングカー
- 3 添付書類
 - (1) 様式第 2 号～様式第 4 号
 - (2) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもので, 顔写真があるもの)
 - (3) 営業に関する保健所の許可申請済証の写し (※飲食物を販売する場合に限る)
 - (4) 町税 (野辺地町が賦課徴収するものに限る。) の納税 (完納) 証明書 ※写し可
(申請日以前 3 カ月以内の日付のもので, 課税されている全税目「町民税、固定資産税等」が記載されているもの)
 - (5) 消費税及び地方消費税、法人税 (個人の場合は所得税) に未納がないことの証明書 (納税証明書)
 - (6) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し (飲食物を取り扱う売店のみ)
 - (7) 施設賠償責任保険加入者証等の写し (火気を使用する売店のみ)

(様式第2号)

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称	
----------------	--

ふりがな 代表者役職名・氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所 在 地	〒			
出店担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】 【FAX】			
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】 【電話】			
業 種				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
国体等出店実績	有 () ・ 無			
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国スポ記念グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他 ()			
販売品目価格等一覧				
No.	商 品 名	予定数量	販売価格	許可番号(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※ 許可番号欄には、許可を受けた国スポ記念グッズについて記入してください。

(様式第3号)

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称	
住 所	

1 従事者名簿

※ 売店責任者の方につきましては、氏名の下に当日連絡が取れるご連絡先をご記入ください。

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				

※ 従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類は、「2 トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台としますが、駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（町実行委員会が設営する備品以外のもの）

以下の項目については、燃料等危険物を使用する出店者のみ記入してください。

(1) 持込備品一覧表

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポにおいて競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、貴実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第 2 条第 2 号に掲げる暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していません。
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属：_____

担当者氏名：_____

電話番号：_____

F A X：_____

E - m a i l：_____

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に出店する売店について、次の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座において、令和 年 月 日 () までに売店料を納付くださるようお願いします。

また、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第7に基づき、許可証を必要とする出店者については、令和 年 月 日 () までに保健所の収取印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

- 1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 出店許可期間 令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()
- 3 出店形態 テント (張) ・ その他 ()
- 4 売店料 _____ 円
- 5 指定口座 振込先 青森みちのく銀行 野辺地支店
口座名義

【問合せ】

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会事務局
担当：

電 話：0175 - 64 - 2119

F A X：0175 - 64 - 8083

(様式第 6 号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店許可証

青の煌^{きら}めきあおもり国スポにおいて、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に出店する売店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 屋 号	
代表者役職名・氏名	
出 店 許 可 会 場 名	
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日～ 月 日
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項及び関係法令を遵守すること。

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

(あて先)

青の^{きん}煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

売店出店料免除申請書

青の^{きん}煌めきあおもり国スポにおいて、青の^{きん}煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等の売店出店料について、青の^{きん}煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 12 条第 3 号の規定により免除申請します。

記

1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 体育館 ・ 野辺地町運動公園 駐車場

2 免除申請額 _____ 円

3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
	その他 ()

(様式第 8 号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店料免除承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった青の煌^{きら}めきあおもり国スポにおける売店出店料免除について、下記のとおり免除します。

記

1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場

2 免除申請額 _____

3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
	その他 ()

(様式第 9 号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店許可取消通知書

令和 年 月 日付け野国委第 号で出店を許可した青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技内会場等の売店の出店について、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 15 条の規定により、売店出店許可を取り消します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 屋 号	
代表者役職名・氏名	
取 消 理 由	